平成２５年（フ）第８６８１号
東京都板橋区中台３丁目27―Ｊ―407
破産者　碁石　幸子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６９６号
東京都江東区北砂７丁目５―14―205
破産者　渋谷麻衣子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７１号
福岡市中央区唐人町１丁目６番19号サンエスビル
破産者　株式会社和希プロジェクト
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６号
鹿児島県志布志市志布志町安楽123番地８
破産者　株式会社美健堂
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１５１８号
札幌市中央区南５条西３丁目８番地
破産者　株式会社ネクストドア札幌
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７号
栃木県佐野市高山町1745番地１
破産者　山口　信一
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３１号
栃木県宇都宮市御幸本町4722番地24　ウィステリア102、前住所栃木県宇都宮市清原台５丁目21番19号
破産者　江田　由季
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷東中473番地１
破産者　宗川木材工業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
埼玉県三郷市さつき平２丁目４番２―1103号
破産者　株式会社十五夜
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５４８３号
東京都荒川区荒川６丁目４―11―602
破産者　渡邊　栄治
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１３号
神奈川県横浜市都筑区北山田７丁目４―４―1001
破産者　大浦　美也
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２０４号
東京都足立区西新井２丁目５―３―501
破産者　福井　晴夫
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２０５号
東京都足立区西新井２丁目５―３―501
破産者　福井かおる
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６２号
東京都昭島市緑町１―11―29、住民票上の住所千葉県柏市みどり台２丁目24―２
破産者　大野　俊之
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３８０号
東京都江戸川区東小岩６丁目35番10号
破産者　大島運送株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３８１号
東京都江戸川区南篠崎町１丁目19番３号
破産者　大光運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３８２号
栃木県佐野市鐙塚町171番地４
破産者　佐野貨物自動車有限会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９７２号
東京都江東区牡丹２丁目７番５号
破産者　ティーオー・アクティデータ株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９７３号
東京都江戸川区平井３丁目29―７―305
破産者　大島　啓孝
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７４５号
神奈川県横浜市旭区川井宿町15番地、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区荏原５丁目12番14号
破産者　有限会社藤樹脂工業所
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７７４号
埼玉県新座市新堀３丁目３―６―506、開始決定時の住所東京都板橋区向原３丁目７―２―303
破産者　百武　恭代
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９５号
東京都板橋区高島平１丁目５―７―201
破産者　中村　和久
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部